

●山県市議選、ポスター代水増し 2009年04月02日 朝日新聞

◆再度の起訴猶予に「納得いかぬ」の声

山県市議選の公費ポスター代水増し請求事件で、昨年6月に「不起訴不当」と指摘した岐阜検察審査会に対して、岐阜地検が1日に出した答えは、市議ら2人の再度の起訴猶予だった。

昨年6月の検察審査会の指摘は「計画的かつ悪質。反省の情や社会的制裁も不十分だ」として、2人が「辞職していないこと」を重視した。

これに対し、岐阜地検の石崎功二次席検事は「辞めていないことが不利な事情にはならない」と説明した。2人が事件後に別の選挙で当選したことにも触れ、「選挙で選任されており、民主主義のプロセスに進退を委ねるというのも一つの合理性がある」と話した。また、容疑そのものについても、「私的利用を目的ではなく、同種の事件でも起訴された事案はない」と加えた。

再び起訴猶予となった宮田軍作市議（67）は取材に対し、「特にコメントはない」。市議から転身した横山善道県議（55）は「辞める辞めないは個々の問題」とだけ話した。

一方、事件後に辞職した元市議や審査を申し立てた市議らは「納得がいかない」と憤った。事件後に辞職し、07年に起訴猶予となった村橋安治・元市議会議長（60）は「自分が悪いと思い、責任をとらなければいけないと思ったから辞めた。市議を続けていながら自分と同じ起訴猶予というのは納得がいかない」と不満を漏らした。

ポスター問題を追及してきた寺町知正市議（55）も「今でも辞職すべきだとの声は根強く、市民からは検察が政治家を優遇しているように思えてならない」と話した。今月中に再び検察審査会に審査を申し立てるという。（贅川俊、磯崎こず恵、石倉徹也）

●市議ら2人改めて不起訴 岐阜地検、山県のポスター費水増し再捜査

／ 2009年4月2日 読売新聞

2004年の山県市議選で当選した市議らによる選挙ポスター制作費の水増し請求事件で、岐阜検察審査会の不起訴不当の議決を受け、再捜査していた岐阜地検は1日、当時詐欺容疑で書類送検された市議と県議に転じた元市議の計2人を改めて不起訴処分（起訴猶予）としたと発表した。決定は3月31日付。

同地検は07年12月、市議や元市議、印刷業者ら14人の起訴猶予処分を決定。これに対し、寺町知正市議らは昨年1月、審査会に不服を申し立て、審査会は同6月、「自己中心的で計画性も高い。議員を辞職していないことなどから、他の辞職した関係者との刑罰の不均衡がある」として不起訴不当を議決した。

同地検は全国の同様事件の処分内容を分析するなどした結果、審査会の意見に対し、〈1〉私的な詐取行為ではなく、選挙費用の負担軽減〈2〉犯行は場当たりの計画性も認められない〈3〉事件発覚後の別の選挙で当選しており、民意を尊重すべき——などと、今回の処分の妥当性を説明した。

寺町市議は「政治家の不正を放置するものとして許し難い」として、審査会に再び不服を申し立てる意向を示している。

ポスター費水増し
再び2人起訴猶予
岐阜地検

二〇〇四年の岐阜県山県市議選のポスター製作費水増し請求事件で、詐欺容疑で書類送検された同市議ら二人が起訴猶予となったのは不当とした岐阜地検が起訴猶予となつたのは不当とした岐阜地検は一日、二人を再び起訴猶予にしたと発表した。
二人は宮田軍作・同

市議公選と元同市議の横山善道県議など。岐阜県警は〇七年七月、議員辞職せず不十分」ポスター製作費を市費と議決していた。しかし岐阜地検は「選挙費で負担する公費制度で水増し請求を行い、それぞれ三十七万円をだまし取ったとして、二人を書類送検した。岐阜地検は同十二月に「弁償して反省している」として再び起訴猶予とした。

「公金意識が薄く動機に酌量の余地はない。議員辞職せず不十分」と付帯控訴を準備していることを明らかにした。

詐欺容疑2議員
再び起訴猶予に
山県市議選不正請求
04年4月の岐阜県山
県市議選を巡る選挙ポ
スター製作費水増し請

求事件で、岐阜地検は1日、詐欺容疑で書類送検された2議員について、「岐阜検察審査会の不起訴不当の議決を受けて再捜査したが、再び起訴猶予(不

起訴)処分にしたと発表した。この事件では、7議員が書類送検され、全員が起訴猶予処分となった。

このうち辞職しなかった横山善道県議と宮田軍作市議について、岐阜検察審査会が08年6月に「辞職しておらず反省の情がない」などとして不起訴不当を議決していた。

しかし、岐阜地検は、弁償が済んでいることなどから、「当時辞職しなかったことを不利益と考えるのは難しい」としている。
【鈴木敬子】

● ポスター費水増し 再び2人起訴猶予 岐阜地検 /4月2日 中日新聞
「公金意識が薄く動機に酌量の余地はない。議員辞職せず不十分」

●岐阜・山県市議選ポスター費問題：詐欺容疑2議員、再び起訴猶予に /4月2日 毎日新聞
04年4月の岐阜県山県市議選を巡る選挙ポスター製作費水増し請求事件で、岐阜地検は1日、詐欺容疑で書類送検された2議員について、「岐阜検察審査会の不起訴不当の議決を受けて再捜査したが、再び起訴猶予(不起訴)処分にした」と発表した。
この事件では、7議員が書類送検され、全員が起訴猶予処分となった。このうち辞職しなかった横山善道県議と宮田軍作市議について、岐阜検察審査会が08年6月に「辞職しておらず反省の情がない」などとして不起訴不当を議決していた。
しかし、岐阜地検は、弁償が済んでいることなどから、「当時辞職しなかったことを不利益(な材料)と考えるのは難しい」としている。【鈴木敬子】